

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 桧本 賴兼

京都市規則第136号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

目次中「・第62条」を「～第64条」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「令」という。）その他別に定めがあるもののほか、本市の契約事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「地方自治法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「市長が」を「別に」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

第4条の2第2項中「市長が」を削る。

第7条第1項中「100分の3」を「100分の5」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項の規定により難いと認められる場合の入札保証金の額は、そのつど定める。

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第5号

を次のように改める。

(5) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券

第7条の2第1項第6号中「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に改める。

第7条の3第2号中「市長が」を「別に」に改める。

第9条第1項中「時間内に、入札箱に投入し、または」を「時間までに、入札事務関係職員に提出し、又は」に改める。

第13条第3項本文中「市長が」を「別に」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第2章第2節中同条の次の1条を加える。

(入札の執行の細目)

第16条 第5条から前条までに定めるもののほか、一般競争入札の執行に関し必要な事項は、別に定める。

第19条を次のように改める。

(落札者の決定等の細目)

第19条 前2条に定めるもののほか、落札者の決定等に関し必要な事項は、別に定める。

第21条各号列記以外の部分中「市長が」を「別に」に、「第5号様式」を「第3号様式」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

第23条第2項中「市長が」を削る。

第24条第1項中「市長が」を削り、同条第2項を削る。

第27条ただし書中「ただし、」の右に「予定価格が100,000円以下の契約を締結しようとする場合その他」を加える。

第28条の見出し中「準用」を「準用等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第26条から前条まで及び前項に定めるもののほか、随意契約に関する必要な事項は、別に定める。

第28条の6第4項を次のように改める。

4 前項の規定による指名は、別に定める文書により行うものとする。

第28条の12の見出しを削り、同条第1項中「工事若しくは製造の請負又は動産の買入れ若しくは売払いの」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 予定価格が100,000,000円以上の工事の請負

(2) 予定価格が100,000,000円以上の製造の請負

(3) 予定価格が80,000,000円以上の動産の買入れ又は売払い

第28条の12第2項各号列記以外の部分中「市長が別に定める基準に該当する契約に係る次の各号に掲げる行為を行おうとするときは」を「前項各号に掲げる契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項について」に改め、同項第1号及び第2号中「の決定」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める事項

第28条の12第2項第4号を削り、同条第3項中「市長が」を削る。

第29条第2項中「においては、」を「その他同項の規定により難いと認められる場合の」に改め、「市長が」を削る。

第35条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同項第1号中「契約履行」を「契約の履行」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第7号中「契約履行」を「契約の履行」に、「生ずる」を「生じる」に、「解決方法」を「解決の方法」に改め、同項第8号中「契約解除」を「契約の解除」に改め、同項第9号中「必要な」を「市長が必要と認める」に改め、同条第2項中「市長が」を削る。

第36条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「契約書」を「、契約書」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。

第36条第2項中「準ずる」を「準じる」に、「を徴する」を「の提出を求める」に改める。

第37条中「第7号様式」を「第4号様式」に改める。

第43条第2項各号列記以外の部分中「市長が」を「そのつど」に改める。

第48条第1項中「市長が」を削り、同条第2項中「第46条第4項」を「第46条第4項前段」に改める。

第58条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「地方自治法」を「法」に改める。

第61条第1項各号列記以外の部分中「及び教育委員会事務局をいう」を「、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局をいう。以下同じ」に、「契約手続」を「契約の手続」に改め、「市長が」及び「の各号」を削り、同項第1号中「第8号様式」を「第5号様式」に改め、同項第2号中「第9号様式」を「第6号様式」に改め、同項第3号中「第10号様式」を「第7号様式」に改め、同項第4号中「第11号様式」を「第8号様式」に改め、同項第2項中「契約主管課」を「理財局財務部調度課」に、「契約手続」を「契約の手続」に改める。

第62条を次のように改める。

(契約関係事項の合議等)

第62条 局区の長は、理財局財務部調度課を経由しないで特定調達契約を締結しようとするときは、理財局長に合議しなければならない。

2 理財局長は、局区に係る契約の手続に係る指導、助言その他の契約の手続の適正化のために必要な措置を講じるものとする。

3 理財局長は、必要があると認めるときは、局区の長に対し、契約の手続の適正化のために講じる措置に関して報告を求め、又は指示することができる。

本則に次の2条を加える。

(下請負への関与の禁止)

第63条 契約、監督、検査その他の入札及び契約に関する事務に携わる職員は、いかなる方法をもってするを問わず、本市の契約の相手方に対し、特定の事業者を下請負人に選任するよう働き掛けてはならない。

(補則)

第64条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、理財局長が定める。

附則第3項第1号中「市長が」を「別に」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、競争入札により別に定める契約を締結しようとする場合

附則に次の1項を加える。

(地域水道事業に係る契約事務に関する経過措置)

4 第61条及び第62条の規定の適用については、当分の間、第61条第1項中「契約の手続」とあるのは「契約の手続及び地域水道事業（京都市地域水道事業に関する事務の委任に関する規則第1条第1項に規定する地域水道事業をいう。以下同じ。）に係る契約の手続」と、第62条第1項中「の長」とあるのは「の長及び上下水道局長」と、「特定調達契約」とあるのは「特定調達契約（上下水道局が所管する特定調達契約にあっては、地域水道事業に係るものに限る。）」と、同条第2項中「係る契約」とあるのは「係る契約及び地域水道事業に係る契約」と、同条第3項中「の長」とあるのは「の長及び上下水道局長」と、「契約」とあるのは「契約（上下水道局が所管する契約にあっては、地域水道事業に係るものに限る。）」とする。

第2号様式1注及び同様式2注を削る。

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第3号様式とし、第6

号様式を削り、第7号様式を第4号様式とし、第8号様式を第5号様式とし、第9号様式を第6号様式とし、第10号様式を第7号様式とし、第11号様式を第8号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市契約事務規則第7条第1項、第9条第1項及び第62条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(その他の経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、理財局長が定める。

(理財局財務部調度課)